

「男性の家事・育児参画促進事業」企画募集要項

1 募集の趣旨

県では、男性の積極的な家事・育児参画を促進するとともに、地域全体で子どもがいる世帯を応援する機運の醸成を図ることとしており、このたび、その企画や運営等を委託する団体を募集します。

2 委託業務の内容

別紙「男性の家事・育児参画促進事業業務委託仕様書」のとおり

3 応募資格

次の(1)から(4)の全ての要件を満たす団体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (4) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること

4 委託者

鹿児島県

5 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とします。

6 委託費

2,814千円（上限額。消費税10%を含む。）

7 委託期間

委託契約の日から令和8年3月17日（火）まで

8 企画提案について（1社あたり1案。その経費は各社の負担）

(1) 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係（県庁4階）
電話番号：099-286-2800

(3) 提出書類

- ① 団体等に関する調書
- ② 企画書（任意様式。A4縦サイズで統一）

※次のア～カを満たす内容にしてください。

- ア 企画の概要(各業務内容, タイムスケジュールなど)
- イ 出演者(講師, 司会者等)のプロフィール
- ウ チラシ, プログラム, 看板(舞台, 会場入口)のデザイン
- エ 会場全体の演出方法
- オ 周知・広報の方法
- カ 参考見積書

(4) 提出部数

6部

(5) 留意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・ 提出された企画書は, 受託決定後も返却しません。
- ・ 採用された企画案は, 協議の上, 内容変更を行う場合があります。
- ・ 提出する企画書・作品の制作費用等は, 業者の負担とします。
- ・ 参加資格のない者や提出書類に虚偽の記載をした者の提出した書類は無効とします。
- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については, 県と十分協議を行うものとします。

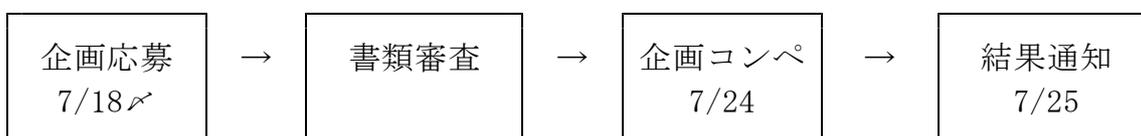
9 選定方法

選出された応募書類により審査・選考を行い, 受託者として1団体を決定します。

(1) スケジュール

日程	内容
<u>6/23</u> (月)	企画募集, 質問等 受付開始 (~7/7) ※ 質問がある場合は, <u>子ども政策推進係(ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp)</u> へ送付ください。 ※ 質問の回答は, 質問者に対して電子メールで回答するとともに, 県ホームページに掲載します。
<u>6/30</u> (月)	質問等 回答予定日【1回目】
<u>7/7</u> (月)	質問等 受付締切
<u>7/14</u> (月)	質問等 回答予定日【最終】
<u>7/18</u> (金)	企画書 提出締切 ※郵送の場合, 必着 ※持込の場合, 17時まで

(2) 選考



※企画コンペの順番は、原則、企画書の提出順とします。

※企画コンペは7月24日（木）に県庁内の会議室にて開催を予定しています。

詳細は、後日お知らせします。

10 委託上の留意事項

(1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできません。

(2) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められません。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとします。

(3) 成果品の帰属

本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。

【申込先・お問合せ先】

〒890-8577鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県保健福祉部子ども政策課子ども政策推進係 担当：松下

電話：099-286-2800

FAX：099-286-5503

メール：ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp